

令和7年4月1日改正

※床面積の算定方法が建築基準法の算定方法と異なるため注意すること

※建築物の計画変更に係る手数料:当該計画の変更に係る部分の床面積の1/2

※床面積の算定方法が建築基準法の算定方法と異なるため注意すること

※床面積の算定方法が建築基準法の算定方法と異なるため注意すること